

大 第 6 9 1 号
令和4年10月26日

関係団体の長様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

令和4年度大気汚染防止のための冬季対策の実施について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

冬季は大気が安定し、大気汚染物質である二酸化窒素等の濃度が高くなることから、大気汚染物質の排出抑制を推進していく必要があります。

そこで、千葉県では、本年度も九都県市で連携し、大気汚染物質の排出抑制を目的として、11月から1月までの間を冬季対策の実施期間に設定するとともに、関係者に向け、大気汚染物質の排出抑制や自動車の使用抑制等の実施の協力をお願いしています。

貴団体におかれましても、別添「大気汚染防止のための冬季対策メニュー」により冬季対策を実施していただくとともに、貴団体の関係者（会員、利用者）に対する周知を併せてお願いします。

【問合せ先】

千葉県環境生活部大気保全課
大気指導班
電話：043-223-3802